

NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報

米国最新法律情報 2022年3月 No.70
欧州最新法律情報 2022年3月 No.9

ウクライナ危機アップデート 米国輸出管理規則改正による対ロシア輸出規制の厳格化

弁護士 塚本 宏達

弁護士 大沼 真

弁護士 達本 麻佑子

外国法事務弁護士（ドイツ法） Axel Kuhlmann

1. はじめに

ロシアがウクライナに対する全面的な軍事侵攻を開始したことに対応し、各国が相次いで対ロシア経済制裁措置を発表したことについては、当事務所の米国最新法律情報 No. 69/欧州最新法律情報 No. 8 で説明をさせていただいたとおりです。本ニュースレターでは、紙面の都合で前号ではカバーできなかった、米国商務省産業安全保障局（the US Commerce Department's Bureau of Industry and Security）（BIS）が2022年2月24日に発表した、ロシアに対する輸出管理を厳格化する、輸出管理規則（Export Administration Regulations）（EAR）の改正¹の概要を解説いたします。

2. 規制品目の拡大

ロシアに対する輸出、再輸出、移転に許可が必要な品目として、Commerce Control List（CCL）におけるカテゴリーが3～9の品目が新たに指定されました²。対象となる品目は、エレクトロニクス（カテゴリー3）、コンピュータ（カテゴリー4）、通信及び情報セキュリティ（カテゴリー5）等幅広いものとなっています（なお、いわゆる「みなし輸出」又は「みなし再輸出」には適用されません。）。また、ロシアに対する輸出許可は、policy of denial（原則不許可）というより厳しい基準で判断されることになりました³（航空・海運安全に関連するもの、人道支援目的のもの等については、policy of denialではなくケース・バイ・ケースで判断されるものもあります。）。以下の2及び3で説明する規制に該当する場合も、同様にpolicy of denialが適用されます⁴。加えて、ロシア関連の輸出等について適用される許可例外の範囲も非常に狭いものになっています⁵。

上記で新たにロシアへの輸出等が規制されることになった品目は、一定程度の米国原産品を含む外国製品について

1 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-03-03/pdf/2022-04300.pdf>

2 EAR 746.8(a)(1)

3 EAR 746.8(b)

4 EAR 744.21(e)、746.8(b)

5 EAR 746.8(c)

て輸出許可を必要とするデミニマスルール（EAR において規制される米国原産品を 25%超含む外国製品をロシア等に国に対して輸出等する場合には、一定の例外を除いて BIS の許可が必要となる）との関係でも考慮されることとなります。もっとも、日本、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、英国及び EU 加盟国を含む一定の国（ロシアに対する FDP ルールと同様の輸出規制を採用することにコミットしている国）からの輸出等については、問題となる米国原産品が ECCN において AT (anti-terrorism) のみの理由で規制されている又は ECCN 9A991 に該当する場合には、上記のデミニマスルールの適用にあたって上記で新たに規制対象となった品目は考慮されないものとされています⁶。

3. 軍事エンドユーズ・エンドユーザールールの変更

輸出等の対象品目が特定の軍事エンドユーズ（military end use）で使用される又は軍事エンドユーザー（military end user）によって使用される場合の輸出を禁止する規制についても変更が加えられ、ロシアに関して、改正後は、EAR99 に該当する食品及び医薬品並びに一定のマスマーケット暗号コモディティ及びソフトウェアを除いて、EAR で規制される全ての製品が対象となりました⁷。

4. 外国製直接製品ルールの変更

外国製直接製品ルール（foreign-produced direct product rule）（FDP ルール）においては、EAR 上規制されている米国原産の技術・ソフトウェアの直接製品、又は、当該技術・ソフトウェアの直接製品であるプラント若しくはこれを主要な構成部分とするプラントにより製造された外国製品の、米国外から特定の国又はエンドユーザーへの輸出について、BIS の許可が必要とされます。以下のとおり、今回の EAR の改正によってロシア関連の輸出等についてより厳しい FDP ルールが適用されることとなりました。もっとも、日本、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、英国及び EU 加盟国を含む一定の国からの輸出等については、以下のルールは適用されないものとされています⁸。また、従前許可例外の対象であったものや再輸出等に許可が不要であったものについては、2022 年 3 月 26 日までの間に輸送ルートに乗っているものについては、輸出等を行うことができるとされています。

(1) ロシア FDP ルール⁹

本ルールでは、EAR の対象となる一定の米国原産の技術・ソフトウェアの直接製品であるか、又は、当該技術・ソフトウェアの直接製品であるプラント若しくはこれを主要な構成部分とするプラントにより製造された外国製品（EAR99 に該当するものを除く）が規制対象となり、上記の一定の技術・ソフトウェアに該当するものとしては、CCL カテゴリー3～9のうち、製品グループが D（ソフトウェア）又は E（テクノロジー）であるものが指定されています。規制対象品がロシアを仕向地とするものである、又は、EAR99 に該当せずロシアにおいて生産される又はロシアを仕向地とする、部品、構成部品若しくは設備に組み込まれる又はその生産若しくは開発に使用されることの認識¹⁰がある場合、BIS の許可が必要とされます。なお、これまで規制対象でなかった製品については、2022 年 3 月 26 日まで輸出等を継続することが可能です。

(2) ロシア軍事エンドユーザーFDP ルール（Russia-Military End User FDP rule）¹¹

本ルールは、EAR のエンティティリスト（Entity List）の脚注 3 において指定される一定の軍事エンドユーザー

6 EAR 746.8(a)(5)

7 EAR 744.21

8 EAR 746.8(a)(4)

9 EAR 734.9(f)

10 「認識」(knowledge) とは、実際の認識に限定されず、知ることについて理由のある場合や、合理的な人であればそのような結果となると信じる事実を意図的に無視する場合も含まれます（EAR 722.1）。

11 EAR 734.9(g)

に対して適用があります。また、本ルールが適用される品目は、EARの対象となる米国原産の技術・ソフトウェアの直接製品のうち、全てのCCLカテゴリーについて製品グループがD（ソフトウェア）又はE（テクノロジー）であるもの、又は、当該技術・ソフトウェアの直接製品であるプラント若しくはこれを主要な構成部分とするプラントにより製造された外国製品とされており、一定のCCLに該当する技術・ソフトウェア等に限定されていないため、ロシアFDPルールよりも対象となる米国原産技術・ソフトウェアの範囲が広がっています。指定された軍事エンドユーザーが、購入者や荷受人、エンドユーザーとして取引当事者となる場合、又は、製品が当該軍事エンドユーザーにおいて生産、購入又は注文される部品、構成部品若しくは設備に組み込まれる又はその生産若しくは開発に使用されることの認識がある場合、当該製品の輸出等についてBISの許可が必要とされます。本ルールにおいて許可が要求される製品については、許可例外の範囲はロシアFDPルールよりも非常に狭くなっています。

5. ウクライナの一定地域への輸出規制

EAR99に該当するもの及びインターネットにおける通信に必要なソフトウェアを除く、EARの対象となる全ての品目について、いわゆるドネツク人民共和国及びルハンスク人民共和国を含むウクライナの一定地域への輸出等についてBISの許可が必要とされるようになりました¹²。同様の規制は、これまでクリミア地域への輸出等についても適用されていました。

ロシアによるウクライナ侵攻に起因して、ロシアに関わる取引についての規制の厳格化が続いておりますので、引き続き、状況及び規制の変化に注視する必要があります。

2022年3月11日

12 EAR 746.6(a)(2)

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[執筆者]



塚本 宏達 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士 パートナー)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。



大沼 真 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー)

makoto_ohnuma@noandt.com

2010 年長島・大野・常松法律事務所入所。国内・クロスボーダーの M&A・企業組織再編・ジョイント・ベンチャーを中心として、企業法務全般を取り扱う。2016 年から 2019 年にかけて、ドイツ、オランダ、ロシアの法律事務所にて執務し、欧州地域における M&A 取引等に関して幅広い経験を有している。ニューヨーク州弁護士・英国ソリシター資格を有する。



辻本 麻佑子 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士 パートナー)

mayuko_tsujimoto@noandt.com

2008 年京都大学法学部卒業。2016 年 Harvard Law School 卒業 (LL.M)。2010 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2016 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。入所以来、M&A を中心とした案件に従事し、近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般に渡るリーガルサービスを提供している。



アクセル・クールマン Axel Kuhlmann (長島・大野・常松法律事務所 外国法事務弁護士 外国法パートナー(*))

axel_kuhlmann@noandt.com

ドイツの弁護士資格を有する、長島・大野・常松法律事務所外国法パートナー。2009 年 University of Passau にて博士号取得。ドイツ、欧州及び日本市場において、企業法務及び M&A の分野で特に幅広い経験を有する。国内企業やグローバル企業のドイツその他の欧州での企業活動や、欧州企業の日本での企業活動に関する助言を行っている。当事務所入所以前は、ドイツ有数の渉外法律事務所にて執務。当事務所の欧州プラクティスメンバー。

(*) 外国法共同事業を営むものではありません。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として2010年9月1日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

米国最新法律情報及び欧州最新法律情報の配信登録を希望される場合には、<<https://www.noandt.com/newsletters/>>よりお申込みください。米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては<newsletter-us@noandt.com>まで、欧州最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては<newsletter-europe@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。